

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23531015

研究課題名(和文) クライスト・ホスピタルの児童救済活動にみる近世ロンドンの養育と家族

研究課題名(英文) Christ's Hospital: Family and Children in Early Modern London

研究代表者

野々村 淑子 (NONOMURA, Toshiko)

九州大学・人間・環境学研究科(研究院)・教授

研究者番号：70301330

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、17世紀ロンドンに設立されたイングランド最古の孤児院(貧困児救済、教育施設)であるクライスト・ホスピタルの受入や退所の手続き、養育、教育、職業訓練など、その活動実態を通して、16世紀半ばより17世紀にかけての子どもの生命、生活への配慮、それに関わる社会関係、特に家族の再編成過程解明を目的としたものである。

受付簿は初期のものが公開されており、限定的ながら近世ロンドンにおける子ども救済の経緯と実態をみることができた。養親による養育や設立組織の広がり、この施設の救済が、浮浪者・物乞いの一斉収監の一環であると同時に、この子どもの生への配慮、管理成立のプロセスとして見てとることができよう。

研究成果の概要(英文)：This study aims to make clear the bio-politics about children in Early Modern England, and focus on Christ's Hospital, London established in 1552. Christ's Hospital was the oldest orphanage in England, and we can access the material of the early days.

Child-saving by Christ's Hospital was one of the wholesale confinement of vagabonds and beggars. At the same time, it was the beginning of the social interest to the life, health, and well-being of the poor children. Although about half children were dead, but many people and public organization, such as city, church, royalty, trade guilds, and so on, cooperated the foundation and the works of Christ's Hospital. We can many parent(s), who left their children to Christ's Hospital. It seems as if there were no difference between the orphanage and the nursery. And from our modern eyes, it was strange that there were only slight difference between true parents and foster parents. We have to research more detail and the backgrounds.

研究分野：教育史

キーワード：クライスト・ホスピタル 貧困児救済 近世イギリス 孤児院 家族 子ども

1. 研究開始当初の背景

P.アリエス(『<子供>の誕生 - アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』1980年、原著1960年)以来の子ども史、家族史研究の進展は、近代批判の文脈での浸透後、その史料や方法論レベルの批判、対象とする社会階層についての批判などを経て、さらに広がりを見せつつも、個別のモノグラフ、歴史描写の蓄積が課題となっている。

貧困児、労働者層の子どもたち、あるいは孤児、棄児といった、社会の周辺的存在である子どもの歴史、児童救済や保護、福祉の歴史については、現代社会の新自由主義的な背景のなかで、関心が高まっている。そのなかでも、イギリス史においては、カニンガム(Cunningham, H., *The Children of the Poor: Representation of Childhood since the Seventeenth Century*, 1991)もしくはクロフォード(Crawford, P., *Parents of Poor Children in England, 1580-1800*, 2010等)らの研究が評価が高い。

近代初期、近世(Early Modern)における政治体制、産業構造やそれらと連動した人々の日常生活における、複合的な近代化過程のなかで、貧困層の家族や子どもの生は、積極的な社会政策の対象として浮上する。マナー制の弱体化、宗教改革による修道院解体、宗教と結びついた王政の動揺、ギルドの解体、エンクロージャー、都市部、特にロンドンへの人口集中などは、人々の生命、生活の維持管理の仕組みの再編を要請したのである。

貧民たちの生は、分類され、類型ごとに救済の可否が峻別され、近代的秩序原理を構成すべき単位とされていく。そのプロセス、および具体像を解明すること、そしてさらに、それを支えていた社会観、知の構造を明らかにすること。これらの課題は、福祉国家における子どもをめぐる生権力の初期形態の解明に不可欠である。子どもへの対し方を明らかにすることは、産を含む養育、社会を構成する人間の形成を支える新しい原理が、近代初期において生成されていくプロセスの解明に貢献しうるだろう。

特にイギリスは、エリザベス救貧法を皮切りとした国家的、中央集権的な救済制度の先駆である。貧困層、特に子供の処遇や救済の在りようは、社会の新しい原理、またその新しい原理に基づいた国家、社会の次の担い手を保護育成していく近代教育、近代的な人間形成原理の生成過程解明に必須であるといえる。

2. 研究の目的

以上のような研究状況を背景に、本研究では、16世紀半ばに設立されたロンドン初の孤児院、Christ Hospital(1552~、以下CHとする)に注目し、その受入や活動の様相を明らかにすることによって、16世紀~17世紀イ

ギリスにおける、子どもの養育をめぐる社会関係と、それを支える家族や性差の観念を解明することを目的とした。

エリザベス救貧法前後より進められてきたイギリスの救済政策においては、子どもの養育、保護、扶養の責任主体として家族という単位がクローズアップされ、自然法的家族観と結びつき、その後の法制度、社会制度を成立させていったことは既に明らかにされている(川田昇『イギリス親権法史—救済法政策の展開を軸にして』1997年)。

本研究は、その前史として、CHの受入、処遇内容、組織体制、さらにそれを通じてCHに関わる子どもの養育を支える社会関係を再編していくプロセスの解明が期待された。

3. 研究の方法

CHの貧困児救済の具体、その変遷を通じた、子どもの養育をめぐる社会関係の解明のためには、個々の子どもたちの保護、養育の層と、CHの設立に関する主要人物、関係諸機関の関与、その関係性などの層、両方の層からのアプローチと、その解明が必要である。

前者については、現存している受付簿から初期の個々の救済の具体的経緯を解明した。後者については、CH設立に貢献した何人かの主要人物についての史料、当時発表された救済論などをもとに、さらに受付簿に記録されている救済経緯に関与した人々の動きを解明しつつ、具体像に迫ることとした。

4. 研究成果

まず、CH設立をめぐる社会関係から本研究の成果の概要を述べる。

イギリスにおける貧民救済は、エリザベス救済法で体系化したとされるが、それ以前、ヘンリー8世期より徐々に整備され始めていた。エドワード6世期に実現化したロンドン・ロイヤル・ホスピタルは、貧民に対し、社会の秩序を乱す脅威であるというまなざしを向け、彼らへの対応を、種別化し、類型化し、それに応じた施設を設置、その後の救済の基本思想を用意した。すなわち、「救済に値する貧民」、すなわち「無能貧民」としての老人、病人、子どもたち、そして、「救済に値しない貧民」、すなわち、浮浪者、怠惰な者、という峻別である。

CHは、そのなかでも、「無能貧民」の一要素である「(健康な男女の)子ども」の救済施設として、聖フランチェスコ会グレイ・フライアーズ修道院跡に始動した。そこでは、文法教師、医者、看護者、執事等が雇用され、院内での養育と教育の体制が整備されていた。それと同時に、以下でみるように、乳母、養父母、徒弟委託先といった、院外での救済ネットワークを擁していた。

R.グラフトン(Richard Grafton)は、CH初期の救済受付簿の記録のなかで群を抜いて

注目される存在である。本研究で解明された彼の人物像は、以下の通りである。孤児・貧困児・棄児の救済主体として、記録簿には頻繁に登場する。英訳聖書の作成、印刷というその職業をもとに、CHでの教育に携わった時期もあった。王室、王室側近、ロンドンの幹部役員、さらに大司教、主教といったイギリス国教会の有力者たちと、パーソナルな関係を保ち、宗教的、国家的動乱のなかであって、近しい人を粛清で亡くしながらも、自身は常に主流を支える位置にあった。王のプリンター、王子（のち国王）のサーバント、同業組合の幹部、庶民院議員としての職務をこなしながら、聖バーソロミュー・ホスピタルの財務担当役員（Treasurer）を経て、CHの財務担当役員、さらに理事（Governor）となり、貧民救済、特に貧困児救済に努力を惜しまなかった。

R.グラフトンを軸とした、当時のイギリス国家、特にロンドンの社会における、CHの設立と、初期の運営、つまりイギリス最初の貧困児救済の創始を支えた権力関係、公共圏のありようは、以上のようなものだった。グラフトンの活動の周りに存在していたどのひとつの主体も、その創始過程において不可欠なものであり、その関係性そのものが、イギリス救済の発端を生み出したといえる。そして、その活動そのものが、教区救済としての限定、追放などによる貧民の排除と共に、コモンウェルスに相応しい一員に仕立て上げる包摂の手段としての教育という論理を有していたことは、教育史上特筆すべきことであろう。

さらに、初期の受付簿から明らかにされた子ども救済の具体、CHの子ども救済を支えたミクロな関係性は、以下の通りである。

CHの救済時の経緯、そしてその後の処遇からは、教区単位で、貴族や紳士、役人、司祭や修道士などが、子どもをCHの救済対象とするための行動をし、また、拾い親、一時的養い親、育ての親（自分の子どもとする場合を含め）、あるいは徒弟引受雇用者等の人々が、彼らの養育を担っていたことがわかる。救済要請は圧倒的に男性によって行われたが、養親、育親については、男女共に存在していた。貧しい子どもの養育の周りに、これらの多くの人々の関係性が存在していたことを確認することができる。これが、16世紀中葉の寄り添なき子どもの養育を支えた「私的慈善」の、CHにおける具体像である。

救済手続としては、実父ごと（実父がいないう場合は実母ごと）であるが、数としては非常に少ない）に登録、管理されていたことがわかる。しかし実親は、その子を扶養する何らかの義務・責任を負うことを前提とした手続を経ていたわけではなかった。院外給付の実態（手続きや給付金額）からも、実親と養親との区別がなされているわけではないことが確認できる。

また、子どもたちはCHの入所を含めさま

ざまな委託先を往復したが、養親宅、徒弟委託先との区別はもちろん、実親宅への移動が、それらとは特別に差異化されているような形跡もみることはいえない。養親への貰い子としての委託の例、そして養育費を負担しCHに委託した拾い親、養親の例は、川田が述べるように、この時代には未だ子の養育責任・義務主体としてとしての親、家族像が前提とされていなかったことを物語っているだろう。親族について、記録にでてくるのはおじのみであり数も少ない。おじに養育されている場合はCHでの救済の枠に入ってこないとも考えられるが、救済時に親戚の存在が確認されるという手続きがないことは確かである。

ここで、養育委託について今少し詳細に述べることにする。養育委託については、その際CHから支払われる給付金、養育を受託した人物の氏名や住所、職業、その期間、受託された子どもの氏名、年齢、CHへの保護等も含めた処遇の具体等が、詳細に記録されている。

1563年4月からの10年間で14人の子どもの養育を受託された女性もいた。たらいまわされた、と解釈することも可能かもしれない。しかし、虐待の疑いで委託先よりCHに戻される、という記録をみると、一概にそのような解釈をあてることはできない。

一方で、一定期間養育した子どもを、そのまま自分の子どもとして育てることにした、つまり養子として引き取った、という事例もある。上記10年間でCHに救済された1066人の子どもたちのうち、64名が、このような経緯をたどったと記録されている。

そして、実の親の元に戻す場合も多かった。しかし、奇妙なことに、その記録は他の委託の形態と同様であり、記述内容、委託の状況等も違いがないのである。救済の記録が、父親ごとの整理となっていることから、当時において親の養育役割についての認識はあったといえる。しかし、親が経済的、あるいは身体的などの理由で子どもの養育ができない場合、CHは、他の養育委託先の人々と親を区別して、子どもの処遇を考えるという認識はなかった。つまり、どのような事情があるかと、親は子どもの扶養、養育の責任があるという観念がそこにはなかったといえるだろう。

同時に、CHによる救済のほぼ半数を孤児・棄児・浮浪児の一斉救済が占めていたことは注目すべきことである。上記に述べてきたような、ひとりひとりの子どもについて詳細かつ丁寧な救済の経緯や内容の記述がなされる一方で、数名まとめて「街にて」という記述のみの記録なのである。救済の経緯等からエリザベス救済法の軸となる浮浪者・物乞いの一斉収監によって怠惰を罰し勤勉を教化していく動きのなかに位置付くものであったといえるだろう。

そもそも、CHの設立が、浮浪者や物乞い

が溢れるロンドンの街への憂慮とその対策を、国王（計画時のヘンリー8世、およびエドワード6世に請願することから始まったものであった。修道院解体によって王家の財産となっていた聖フランシスコ会系グレイ・フライアーズ修道院を、ロンドン・シティの管轄下へと下賜、半官半民の共同経営で貧困者の救済、特に子どもの養育、教育による救済にあてることを、国王側近の宗教者、学者、ロンドン・シティの役人、ギルドの理事などが請願した。そして、死期間近のヘンリー8世、そして、病弱なエドワード6世がそれを承認することでCHは始動する（M.トウェンの小説『王子と乞食』（1877年）はエドワード6世が主人公であり、CHも登場する）。つまり、貧民たちを「静かに勤勉に」することがロイヤル・ホスピタルのめざす救済である、とされたのである。CHの、寄る辺なき子どもの救済とは、そのような関心、課題に支えられたものだった。

従って、CHの救済の半数は、川田のいう「中世的」紐帯というよりも、こうした新しい貧民観、貧民救済観に支えられた慈善活動であった。栄養や健康への気遣いを含めた養育、さらに読み方や文法等の教育、さらに徒弟委託などの職業訓練を含んだ、貧しい子どもへの生命、生活への配慮の嚆矢であるCHによる救済は、このような社会的関心のもとで始まったのである。

イギリス近世史における貧困児救済の実態と、そこにおける子どもたちのいのちや生をめぐると社会的関心、その歴史的意義については、CHだけではなく、18世紀以降の多くのフィランソロピーの展開を追う必要がある。

CHは、この後、経営上の戦略から、通学生の割合を増やし、徐々に文法や数学等の科目教育を重点化し、大学入学に接続する進学校として変貌していく。16世紀初期においても、数名ではあったが、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学への入学、そして学士、修士の学位取得の事例もあった。そもそも文法教師を雇用し、他のスタッフに比べて高額給与を支給していたことから、貧困児救済のなかでも、学問への接近、教育的側面が非常に考慮された救済施設であった。このことは、貧困児教育施設の草分けとしてのCHの歴史的展開を解明することが、重要な意義を有していることを示しているだろう。

イギリス近世における、貧民救済史において、社会秩序維持、その規範化の文脈で、子どものいのちや健康、栄養、生活など生権力の解明という研究課題に対しては、さらに研究を深める必要がある。

CHのその後の展開のみならず、孤児院、慈善学校やワークハウス、救貧院、労働学校といった貧困児向けの施設が、17世紀から18世紀にかけて、徐々に貧しい子どものいのちや、健康、栄養等への関心を高め、そのための知とその技法（医療、医学的領域）を投

入し、展開していく様相については、27年度から3年間の予定で研究を開始している（科学研究費助成「18世紀イギリス貧困児救済医療化過程にみる「産み育てる身体」の科学化に関する研究」（基盤研究（C））。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

野々村淑子

「16世紀ロンドンにおける貧困児教育発明の社会的文脈 クライスト・ホスピタル設立時のR.グラフトンをめぐる諸関係から」『九州大学大学院教育学研究紀要』第16号（通巻第59集）2014年

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1456067/p019.pdf>

野々村淑子

「16世紀ロンドンの孤児・貧困児の養育委託 クライスト・ホスピタル（Christ's Hospital）初期記録より」『九州大学大学院教育学研究紀要』第15号（通巻第58集）2013年

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/27423/p023.pdf>

野々村淑子

「16世紀中葉ロンドンの孤児・貧困児救済 クライスト・ホスピタル（Christ's Hospital）初期記録より」『九州大学大学院教育学研究紀要』第14号（通巻第57集）2012年

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/25351/p125.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野々村淑子（NONOMURA, Toshiko）

九州大学・大学院人間環境学研究院・教育学部門・教授

研究者番号：70301330

(2) 研究分担者

なし（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし（ ）

研究者番号：

以上